

広島県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字能登呂四四六の一四、四四六の二三・四四六の二四・四四六の三八・四六九の二・四六九の三・四六九の五・字堀越四七一の一・四七一の二・四七一の三・四七三の二・四七四・字山ノ神五九七の二・字杓折敷六〇五の八六・六〇五の八八・六〇五の九二・六〇五の九七（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）